

平成19年第2回新宿区情報公開・個人情報保護審議会

1 日 時 平成19年7月4日(水)
午後2時00分から午後4時00分

2 場 所 新宿区役所本庁舎6階 第2委員会室

3 出席者

(1) 会 長 寄 本 勝 美 委員
副会長 山 口 邦 明 委員
森 岡 泰 弘 委員
ひやま 真 一 委員
有 馬としろう 委員
あざみ 民 栄 委員
久 保 合 介 委員
鈴 木 豊三郎 委員
中 矢 征 子 委員
鍋 島 照 子 委員
村 上 秀 夫 委員
信 夫 竹 久 委員
神 崎 健 也 委員
近 藤 恵美子 委員

(2) 区 側

藤森 税務課長
木城 高齢者医療保険制度準備担当副参事
上原 教育指導課長
小柳 中央図書館長

(事務局) 橋口 区政情報課長

4 傍聴者 0名

5 議事

- (1) 課税資料管理システムの導入(税務課)
- (2) インターネット公売(システム利用契約と外部結合)について(税務課)
- (3) 後期高齢者医療制度の運営に係る外国人登録・税・生活保護情報の目的外利用について(高齢者医療保険制度準備担当)

- (4) 後期高齢者医療制度の運営に係る東京都後期高齢者医療広域連合への個人データの外部提供について（高齢者医療保険制度準備担当）
- (5) 後期高齢者医療の運営に伴う東京都後期高齢者医療広域連合との外部結合について（高齢者医療保険制度準備担当）
- (6) 警察と学校の相互支援協定に基づく本人外収集について（教育指導課）
- (7) 図書館情報システムの障害について（中央図書館）
- (8) 派遣労働者に個人情報取扱事務を行わせる場合に講ずべき措置を定める要綱の制定について（区政情報課）
- (9) 平成 18 年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況（区政情報課）

6 その他

7 閉会

○寄本会長　　どうもお待たせいたしました。ただいまから平成19年度第2回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開かせていただきます。委員の皆様方、どうもご出席くださいますようお願いいたします。

それでは、早速でございますけれども、本日の資料及び日程につきまして、事務局の方からご説明をしていただきます。

○区政情報課長　　今回、事前にお送りした資料はございません。第1回審議会で審議した残りの部分について、今回ご審議をいただきます。

ただ、今回、机上配付の資料が3点ございます。まず1点目が、情報公開・個人情報保護審議会第2回の次第でございます。A4版の表裏のものです。次に、表17、指定管理者の導入施設一覧というA4版の横の資料です。こちらにつきましては、平成18年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況という厚い資料がございますけれども、その資料の119ページの次のページ、一部落丁がございましたので、そのページの追加資料となっております。3点目が、本人外収集についてということで、2007年7月4日以降というA4版の2ページの資料ですね。裏表になっている資料という形になってございます。そちらの3点を本日お配りさせていただいております。よろしくお願いたします。

次に、次第をごらんいただけますでしょうか。日程が変更となりました関係で、前回の審議会で、資料番号と関係なく、優先してご審議いただきたい事項を先にご審議いただきました。今回も本日中にご審議いただきたいものを優先して、ご審議をお願いしたいと考えております。審議順は、資料番号と一部前後する場合がありますが、この順での審議をよろしくお願いたします。このうち、資料3ですが、インターネット公売につきまして、業務委託と電子計算機の外部結合について、一括してご説明いたしますので、よろしくお願いたします。

また、資料13、後期高齢者医療制度の運営に係る外国人登録・税・生活保護情報の目的外利用について。資料14、後期高齢者医療制度の運営に係る東京都後期高齢者医療広域連合への個人データの外部提供について。資料15、後期高齢者医療の運営に伴う東京都後期高齢者医療広域連合との外部結合について。以上3点につきましては、新たに後期高齢者医療制度がスタートすることに関する一連のものとなります。ですから、説明については、一括してお願いいたします。

次に、机上の資料ですけれども、本人外収集について、2007年7月4日につきましては、資料17、警察と学校の相互支援協定に基づく本人外収集についての追加資料となります。

委員の皆様は資料をお送りした後、6月中に新たに警察からの本人外収集が2件ありましたので、追加させていただくこととなりました。よろしくお願いたします。

また、表17、指定管理者の導入施設一覧の119ページの2のページですけれども、先ほどお話ししましたように、前回お配りしたものに落丁がございました。申しわけございませんでした。

なお、あわせて制度の運用状況資料に誤字がございますので、訂正をお願いします。

127ページ、3番目の請求内容欄が、年次休「痕」というふうになっておりますけれども、年次休暇の誤りです。訂正をお願いします。128ページの8番目も同様ですので、

よろしく願いいたします。

以上、事務局からの説明とさせていただきます。会長、お願いいたします。

○寄本会長　ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、何かご質問ございますか。資料、よろしいでしょうか。

それでは、まず資料2に基づきまして、課税資料管理システムの導入につきまして、審議いたします。税務課長さんからご説明いただきます。

○税務課長　まず、最初の課税資料管理システムの導入について、私の方から簡単に説明をさせていただきます。

ご案内のとおり、私ども、住民税を課税するにつきましては、例えば確定申告書の写しとか、給与支払報告書等、そういう原資料をもとに賦課決定をするわけでご覧になって、この資料が非常に数がだんだん年々を追って大きくなってまいりまして、18年度で、約54万枚ございます。この何年間も3%前後でふえてきておりまして、このままいきますと、20年度については、もう62万枚程度になるだろうというふうに見ております。

したがって、実際、私どもが事務を行う際についても、それから区民の皆さんから問い合わせがあったような場合についても、支障を来している事情がございますので、この原票を高速スキャナーで読み込んで、実際に、その課税のその方のところにぶら下げるような形にして、いつでもその端末で見れるようにしたいというのが、このシステムの内容でございます。

2ページのところに簡単に書かせていただきました。目的は、課税資料の電子化により区民サービスと事務効率の向上を図る。

その結果として、事業内容のところ、私どもが効果としてねらっているものが幾つかありまして、一つは、区民サービスの向上。先ほど申し上げましたけれども、区民の皆さんから問い合わせがあったときに、今ですと、一々この簿冊、何百という簿冊がありますけれども、そのどこにあるのか探してからお答えすることになりますので、かなりお待たせしていると、そういう事情がございます。

ところが、このシステムが導入されますと、瞬時に、その場で端末機の中で確認できますので、そういうものを見ながらお答えできると。そういう意味で、区民サービスの向上ができると期待をしておりますし、そのほか、私ども自身の事務作業も非常に省力化できる。それから、情報の管理も今まで以上にできるようになる。あるいは、その情報をだれでも見られるようになりますので、担当がいなくても、ほかの人でもこういう情報を見ながらお答えすることが可能になる。さらには、特にここに書いておりませんが、今、私ども税務課の6階の大体5分の1から6分の1ぐらい、この原票を置いている場所を費やしておりますけれども、このシステムが導入されて、安定すれば、このスペースもそっくり、ほかの目的に使うことが可能になるというようなことを目的として、導入したいと考えているものでございます。

3ページに移らせていただきますけれども、対象は特別区民税・都民税でございます。これは、あくまで私ども内部の話でございますので、このシステムが外部のどこかに結合するとか、データ提供されるとか、そういうことはございません。

導入の予定は、一番下の方に書かせていただきました。平成19年11月に導入して、20年1月に稼働を予定しております。つまり、20年度課税分から、この高速スキャナ

一による課税資料の読み込みをやりたいというふうに考えているところでございます。

恐れ入りますが、4ページをあけていただけますでしょうか。実際に、もう既に現在動いているホストと、どういうキーでもって読み込んだものが検索できるようにするか。例えば住民番号でもできるようにします。かな文字の名前・姓でもできるようにします。生年月日でも、また、こういうものの複数の組み合わせでもできるようにするという考え方でおります。

対象となる帳票等は、イメージデータの4行目以降に書かせてもらいました。給与支払報告書、それから公的年金等支払報告書、確定申告書その他でございます。

また、一番最後に、付加情報として書いておりますけれども、単に原票をスキャナーで読み取るだけでなく、読み取った後の一定の欄のところに、その情報に関するいろんな書き込みもできるような、そういうシステムでございます。

それから、これはホストコンピューターに連携させますけれども、ホストがオフになっているときでも、単独で動かすことができますので、例えば私ども、土曜・日曜出て、仕事をすることがあります、そのときは、これだけを立ち上げて、検索しながら仕事を進めるということもできます。

ちなみに、既に導入している区、23区で7区ございます。その7区のうちに、やり方はそれぞれいろいろですけれども、私どもは、実際には、もともと毎年、臨時のアルバイトの方を雇っておりますので、この方たちの手を借りて、読み込みをやりたいというふうに考えております。したがって、データの外部の持ち出しとか、そういうことは一切ございません。

ちなみに、経費でございますけれども、20年1月から稼動するという前提で、初年度は約880万円余、次年度以降のランニングコストは、約680万円余というふうに見ております。

簡単でございますけれども、このシステムの導入についての概要については、以上で説明を終わらせていただきます。

○寄本会長　ありがとうございます。それでは、どうぞ、ご質問・ご意見ございましたらお願いいたします。

○鍋島委員　今、年金が問題になっておりますけれども、この紙ベースのは何年間、どこに保管されるんですか。

○税務課長　基本的には10年間でございます。今、二、三年前の分は、我々6階のスペースにとっておりますけれども、それより前のものは、いろんな例えば一つ言えば生涯学習財団のスポーツセンターの下のところに保管をしております。

○鍋島委員　これからも10年間。読み込んだ後もなさってください。

○税務課長　システムが導入されて、安定すれば、今は、先ほど申し上げましたように、二、三年分は6階に持っておりますけれども、もう2年前ぐらいのものは、もうどこかの倉庫に置いて、スペースを有効利用したいなというふうに考えております。

○寄本会長　ほかにございましたら、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

それでは、ないようでしたら、本件は承認ということでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

どうもありがとうございました。

続きまして、報告1に基づいて、諮問3に入ります。

インターネット公売（システム利用契約と外部結合）につきまして、お願いいたします。

○税務課長　続きまして、インターネット公売について説明をさせていただきます。

これは私ども、今までは公売を既にもうやっております、公売をやるときには、下の掲示板のところに広告を出しまして、一般にお知らせをした上で、どこで公売をやるか、どういう物件をやるかの通知をします。そして、実際に応札される方が一堂に会されまして、入札をするということでやってまいりました。

ただ、この方法ですと、なかなか広く、私どもとしては、効率的に行いたい。できれば、より高額に公売物件が処理できるよという観点を持っておりましたので、インターネットを利用した公売をやりたいということで、ここに掲げさせていただいたものでございます。

これは、具体的にはどういうふうにするかといいますと、インターネットオークションサイト開設業者と回線接続をしまして、そこで、私どもが差し押さえました財産の物件提供をします。ただし、個人情報は一切提供いたしません。提供するのは、4ページの保有している情報項目の一番右の端のところにあります自治体名、要するに新宿区ですね。公売物件の概要、品目、写真、見積価格、これだけでございます。これ以外のものは一切提供いたしません。

これを見て、その開設業者に会員登録している方が、もし、入札しようとする場合については、会員登録のときに、開設業者から割り振られているID等を利用して入札をする。その中で、期限内に、例えば入札方式ですと、一番高額のものについて落札者を決定する。私どもは、その落札者が決定しましたら、その落札者と直接交渉をして、それ以降の手續、それから納付すべき代金の納付の方法、期日等について交渉を行うというふうになります。

3ページの下から2列目に書かせていただきましたが、19年10月からできるようにというふうに準備をしたいという考えであります。ただ、公売物件がなければ、当然、あり得ないわけですし、こういうシステムを準備するのを10月までには行いたいと、そういう考えでございます。

ちなみに、23区で既に実施しているのは、世田谷、目黒、杉並でございまして、国税庁でも、この6月からネット公売を行うようになりました。

それから、このネット公売に入るときに、例えば何か新たな費用負担が生じるのかどうかということでございますけれども、実質的には、費用負担は生じません。といいますのは、例えばある物件を私どもが公売にかけたとしまして、その物件が一定の価格で落札されたとしますと、それから3%相当の額というのをその開設業者がとります。8ページの後段に書かせていただきましたけれども、しかし、この額は、実際に国税徴収法上の立場で言いますと、滞納処分費といって、実際に落札された価格から優先的にこれを充てることができる内容のものでございますから、差し引きこの部分の負担というのは出ませんので、このインターネット公売をやることについて、新たな費用負担というのは出てこないということでございます。

その落札したときの手数料はどのぐらいかと申し上げますと、8ページの下の方の利用方法のところに、ヤフーの場合ということで掲げさせてもらいました。ヤフーの場合ですと、落札価格が1億円以下の場合、その価格の3%。1億円を超えるような場合は、超えた価格の1%に300万円を足したこの金額、これが開設業者の方の手数料として入ります。したがって、逆に言いますと、落札しなければ、一切お金はかからない。落札されても、先ほど申し上げましたように、この価格は、実は滞納処分費として、実際落札された価格から優先的に差し引いて当て込めるとというのが、国税徴収法の考え方でございますので、結果的に、やはり実質的な負担というのは出てこないということでございます。

こういうシステムを導入して、10月からいつでもできるようにしたいというふうに考えております。

なお、ネット公売につきましては、これまで1回だけ、昨年度、東京都と合同徴収した関係で、2人分についてネット公売をやりました。それは東京都が東京都の立場でやりました。実際に落札も実績が上がっております。ただ、これを今後は自力でやりたいということでございます。

現実に、今、区市町村で全国でどの程度かと。最近の情報でいいますと、142団体が既に、ヤフーだけとは限らないんですけれども、ネット公売に参入をしていると、そういう状況でございます。

以上、簡単ですけれども、説明を終わります。

○寄本会長　ありがとうございます。ただいまのご説明につきましては、一括して審議いたします。

システム利用契約と外部結合、どちらでも結構ですので、どうぞご質問・ご意見ございましたら、よろしくお願いたします。

○森岡委員　これはヤフーの例で書いてありますが、他に何社か実際ネットを持っているところはあるのですか。

○税務課長　私どもが実際に調べたところでは、もう一つあります。ただ、登録の会員数とか規模を比較しますと、もう断然、ヤフーの方が多実態です。

○森岡委員　もう一つ、最後のクレジットカードの決済のことが書いてありますけれども、実際の保証金は、これクレジットカードでやるのですけれども、落札した金額は、区と本人との決済でやるのですか。

○税務課長　おっしゃるとおりでありまして、公売保証金というのは、会員さんと開設業者の間で、クレジットでやることになっていますが、私どもに実際に落札金額からその公売保証金を引いた金額は、納付書によって払い込まれてくるということでございます。

○あざみ委員　もう既にやっているところが多数あるということですが、どの程度のメリットというのでしょうか。今までのようだと、これぐらいでしか売れないものが、このインターネット公売にすると、これぐらいになるというふうに言えるような何か資料がございますか。

○税務課長　具体的に、例えば数字であらわせるものというのはつかんでいないんですけれども、先行している区などの話を聞きますと、やっぱり手を挙げてくる人の数は全然違うと。現実に、私ども、一番最初に申し上げました、今までは一々下の掲示板に広告してやるんですけれど、1件あたり、本当に二、三人ぐらいしかお見えにならないんですね。

ただ、こうやってネット公売しますと、1桁、2桁、違う人がばっと入ってきます。当然、例えばヤフーの場合ですと、そこに会員登録している人であればいいわけですから、区民とは当然限らないんですね。極端な話、どこからでも入札できますので、手を挙げる方の数は比較にならないと。それはどこの区も言っております。

○あざみ委員　あと、この8ページに、真ん中ぐらいに書いてあったんですけども、「従来は売却できないために差押を躊躇していた財産が売却できるようになっただけでなく」と書いてありますよね。これは、どういうものを例えば想定というか、実際にあるわけですね、こういうものが。どういうものなのでしょう。

○税務課長　具体的に、こういうものだったというのは、ちょっと把握していませんけれども、動産・不動産いろいろあります。例えば、去年の例で言いますと、家宅捜索をして、とりあえずと言っては語弊がありますがけれども、私どもは正直言いまして、ある物件がどのくらい価値があるのかわかりませんので、これもあれもという形で、差し押さえして没収してくるんですね。実際にかけますよね。そのかける前に、ちょっと時間的な余裕等があれば、専門家に鑑定をお願いするんです。これをかけて、かけるだけの価値があるかどうかという。その以前に、これはというようなことがございますので、事前に我々の方で判断してしまうケースが確かにございます。

○あざみ委員　そうすると、そういう判断の必要なく、とにかく持ってきたものをかけてしまえるというような、手間もかからなくなるとか、そういうこともあるわけですね。そういう意味ですね。

○税務課長　それと、判定が私ども、ちょっとしにくいケースについても、とりあえず先ほど申し上げました、品目、見積価格等で出しますと、いろいろなところからぐっと金額が上がってくるんですね。現に、去年、共同徴収でやったときに、えっ、これがそんな金額になるのと思うような、そういうケースもあったものですから、とにかく手続も簡単になりますので、もう乗っけましょうというような今スタンスで考えています。

○あざみ委員　もう既にやっている自治体があるということですけど、何かトラブルみたいなことは聞いていませんか。落札者と、直接交渉に入ったら、買わなかったとか、金額がどうだとか。そんなことはありませんか。

○税務課長　トラブルというのは聞いてませんが、どうも、むしろそういう心配があるために、公売保証金をとるように国税徴収法ではなっているんですね。むやみに入札することを防ぐといいますか、そういう意味で、公売保証金、見積価格の1割以上となっていますけれど、これを先に納めなければいけない。そういう前提がありますから、これでもし、例えばある人が納めて、かつ、落札者になった場合に、期限までに代金を納めないと、これは没収になるんです。そういうことが防御といいますか、第一線ですぐに防いでいますから、トラブルというのは今まで先行自治体で聞いたことはございません。

○有馬委員　そうすると、ちょっと若干、私も実績を先ほど、どの程度なのか、他区の例も含めて聞きたかったんですけども、それはそれとして、例えば新宿がこうやってネット公売をしていく中で、この公売の財産の種別というのは、どういう種別が多いとか、そういう偏りというのはあるのでしょうか、種類は。幾つかの例は載っていますけれど。

○税務課長　これまで私どもが自力で広告する方式でやってきた中では、年間、大体5

件前後、多いときで7、8件ぐらいだったと思いますけれども、大半は不動産であり、動産であり、いろいろですので、特に動産が多いとか、不動産が多いとか、そういう傾向はないように記憶しています。

○有馬委員 では、特別一定の、ある程度偏りはないということですね。そうすると、そういう中で、さっき23区では3区でしたよね。世田谷、目黒、杉並がやっている。新宿はこれでやるという形になるんですけど、23区的に見れば、これからなんだというふうに思うんですけど、これで非常に手を挙げる人が多くて効果があるということであれば、これは23区的にももっと広がっていくということは、当然、想定されていくということでしょうか。

○税務課長 恐らく、このネット公売は非常に、先ほどから恐縮ですけれども、多くの人に知らしめる効果があるというのと、競争になってしまいますから、どうしても上がったりするということを考えますと、これからは一つの手段としてふえていくんじゃないかなというふうには見えています。

○寄本会長 ほかにございましたら、どうぞ。

[「なし」の声あり]

では、本件につきましては、報告事項につきましては了承、諮問事項につきましては承認ということでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、資料13以降に入ります。

資料13、後期高齢者医療制度の運営に係る外国人登録・税・生活保護情報の目的外利用につきまして、資料14、後期高齢者医療制度の運営に係る東京都後期高齢者医療広域連合への個人データの外部提供につきまして、資料15、後期高齢者医療の運営に伴う東京都後期高齢者医療広域連合との外部結合につきましてでございます。

この3件は非常に関係しておりますので、一括してご説明をいただきますけれども、質疑の方は個別に行いたいと思っております。

それでは、一括してご説明をお願いいたします。高齢者医療保険制度準備担当副参事さんから、よろしく願いいたします。

○高齢者医療保険制度準備担当副参事 担当副参事です。私の方から、資料13、14、15につきまして、一括してご説明申し上げます。

お手元の資料に基づいてご説明申し上げます。

まず初めに、後期高齢者医療制度の運営に係る外国人登録・税・生活保護情報の目的外利用についてでございます。

おめくりいただいて、2ページをお開きください。後期高齢者医療制度の概要につきまして、初めにご説明申し上げます。

まず、平成20年4月から、原則75歳以上の高齢者を対象とした新たな医療制度が創設されることになってございます。昨年の6月に法改正が行われまして、老人保健医療制度が廃止になりまして、新しい後期高齢者医療制度に移行されるものでございます。

2の制度の内容でございまして、一つは、広域連合、正式には東京都後期高齢者医療広域連合、これにつきましては、まず、都内全区市町村が加入して、東京都を一つの単位と

いたしまして、本年3月1日に設立をされました。この広域連合につきましては、新宿区と同様に、特別地方公共団体の位置づけになりまして、一つの自治体という形になってございます。

この広域連合が新制度の運営主体となりまして、資格管理・保険料賦課・保険給付・財政運営などを行うものでございます。また、区におきましては、保険料の徴収及び窓口事務等を行うものでございます。したがって、それぞれ広域連合と区におきまして、それぞれの情報の送受信等を相互に行う必要がございます。

被保険者につきましては、75歳以上の方、また、一部65歳から74歳までの障害のある方となっております。

患者負担につきましては、これは医療機関の窓口で支払う自己負担の割合ですが、1割負担、また、現役並み所得の方は3割負担でございます。

費用の負担でございますが、約5割を公費の負担、それから約4割を現役世代からの支援金。これは国保ですとか、社会保険、そういったものからの支援金。それから1割を高齢者の方の保険料で負担をする、こういうような形で財政運営を行っていくというのが制度の概要でございます。

それでは、3ページの方にお進みをしていただきまして、ご説明申し上げます。

保有課といたしましては、戸籍住民課、税務課、生活福祉課。利用課につきましては、準備担当、私どもでございます。

名称につきましては、外国人登録、特別区民税・都民税、生活保護世帯に対する法内援護。登録された個人情報の業務の名称につきましては、後期高齢者医療になってございます。

それから、媒体につきましては、保有課としては、ホストコンピュータ、またサーバ機のハードディスクになってございます。

提供を受ける側といたしましては、情報システム課の連携サーバを経由いたしまして、提供を受けることになってございます。

それから、情報項目でございますが、外国人登録、また特別区民税・都民税につきましては、別紙1の方、4ページになってございます。1の外国人登録情報、2、税・所得情報になってございます。

それから、このうち、利用する情報項目としては、5ページにまいりまして、外国人登録情報、税・所得関係、生活保護の関係でございます。

また、3ページの方にお戻りいただきまして、保有する目的でございますが、保有課としては、それぞれの運営を行うため。それから、後期高齢者医療制度につきましては、その運営に資するためでございます。これは高齢者の医療の確保に関する法律に基づく部分でございます。

別紙3、6ページをごらんいただけますでしょうか。こちらに法律の抜粋を載せてございます。138条に後期高齢者医療広域連合については、被保険者の資格、また高齢者医療給付、保険料等に関して、市区町村その他関係人等に報告を求めることができるという形の規定になってございまして、こちらをもとに情報の提供を求めることができるという内容のものでございます。

また3ページにお戻りいただきまして、利用目的の時期及び期間でございますが、1

9年、本年8月下旬から継続という形でございます。

続きまして、資料14の方に移らせていただきます。

東京都後期高齢者医療広域連合への個人データの外部提供についてでございます。

おめくりいただきまして、2ページをごらんいただけますでしょうか。

こちらにつきましては、先ほど目的外利用で準備担当の方に情報が提供され、それをまとめて広域連合との実際情報のやりとりをする内容となっているものでございます。準備担当から広域連合へ提供を行うものでございます。

名称につきましては、後期高齢者医療でございます。

それから、媒体につきましては、区におきましては、電磁的媒体でございます。それから広域連合へは、専用回線を使って提供するという形でございます。

項目につきましては、別紙1、3ページをごらんいただけますでしょうか。一つは、資格管理業務関係といたしまして、住民基本台帳情報、外国人登録情報、住登外登録情報にございまして、列挙されているとおりでございます。それから、④老人保健情報、⑤被保険者情報、⑥被保険者証発行用情報、⑦住所地特例者情報、⑧生活保護情報。

おめくりいただいて、4ページ、今度は保険料の賦課業務、保険料を賦課・算定する賦課の情報でございます。①所得・課税情報、列挙されているとおりでございます。②保険料の情報、③期割の情報、これは保険料をかける上での月割等の、期割と言っていますが、そういった情報。

それから、3といたしまして、今度は保険料の収納業務の関係でございます。①として、収納情報、②として、滞納者情報。

それから、大きく4として、給付業務の関係でございます。高額該当区分という形で、それぞれ情報項目について、広域連合とやりとりをするというような形でございます。

2ページにお戻りいただきまして、この目的でございますが、後期高齢者医療制度の運営に資するためでございます。

それから、提供に当たって、まず、区として情報の保護対策、そういうものでございますが、「後期高齢者医療制度の運営に伴う個人情報の保護及び後期高齢者医療広域連合電算処理システム運営に関する協定書」、これを広域連合と締結をして遵守させるというものでございます。別紙3でございまして、6ページから7ページにかけてのものでございます。

こちらの協定書によりまして、広域連合と協定書を結んで、情報の保護に関する責務、また電算処理システム運営及び安全対策ということで、特に4条、5条で、それぞれ必要な措置を講ずることを求めることができるということで載ってございますが、この協定書によりまして、広域連合に対して、個人情報の保護、また安全確保、そういったものを、これは相互にですけれども、遵守を求めていくものというものでございます。

それから、今度は広域連合が行う情報保護対策ということでございまして、こちらは5ページにまとめているものでございます。別紙2でございまして。

5ページに広域連合が行う保護対策といたしまして、1として、個人情報に係る被保険者等の基本的人権の擁護と信頼される広域行政の実現を図ることを目的として、この個人情報保護条例を定めてございます。こちらは別紙4でございまして、8ページから20ページに至るまででございまして、広域連合が保護条例を定め、個人情報の収集及び登録、

保有個人情報の管理、4章として、保有個人情報の利用、電子計算組織の結合、自己情報の開示及び訂正等の請求、救済の手続、事業者に対する指導及び勧告といったようなものを定めているものでございます。

9ページをお開きいただけますでしょうか。広域連合の責務として、当然、広域連合と区市町村におきましては、この個人情報の保護について、必要な措置を講じ、安全対策を講じていくということであつたわけであるものでございます。

資料がたくさんになっておりますので、こちらの説明は以上にさせていただきます。

また、ちょっとページを飛んでいただいて申しわけないんですけども、5ページの方にまたお戻りいただいて、情報保護対策につきまして、先ほどご説明いたしました、1番が個人情報保護条例。それから2番といたしまして、広域連合につきましては、情報セキュリティ基本方針・情報セキュリティ対策基準・情報セキュリティ実施手順という、セキュリティポリシーを制定してございます。こちらにつきましては、セキュリティ対策基準、また実施手順については、内容が漏れてはいけませんので、非公開になっておりますが、セキュリティ基本方針というものを定めてございます。こちらは別紙5になってございまして、21ページでございます。

21ページの中段になりますが、広域連合におきまして、情報資産に対する安全対策を推進し、住民からの信頼を確保し、さらに地域に貢献するため、以下に積極的に取り組むことを宣言しますという形になってございまして、それぞれ1から8まで、その取り組む内容が記載されているものでございます。

それから、ほかに広域連合といたしまして、個人情報保護審議会条例を制定いたしまして、個人情報保護審議会を設置してございます。また、後期高齢者医療制度の運営に伴う個人情報の保護、また電算処理システムについて、細かい運用に関する基準というものを定めております。資料につきましては、別紙6、22ページの方に載ってございます。

目次で読みますと、電算処理システムの管理、情報資産管理、電算処理システムの整備計画、端末操作者管理、電算処理システムの障害対応、電算処理システムの運用管理、そういった部分について、基準を定めているものでございます。

広域連合の情報保護対策というものにつきましては、以上の内容となっているものでございます。

それから最後に、外部提供の時期でございますが、先ほどと同様に、平成19年の8月下旬からというものでございます。

それでは引き続きまして、資料15の説明をさせていただきます。

東京都後期高齢者医療広域連合との外部結合についてでございます。おめぐりいただいて、2ページでございます。担当につきましては、準備担当でございます。業務名も同じ、後期高齢者医療でございます。

それから、結合される情報項目につきましては、3ページの方になってございますが、先ほど保有する項目、また外部提供する項目ということの内容と同じになってございますので、説明を割愛させていただきます。

それから、結合の相手先につきましては、広域連合でございます。

それから、結合する理由につきましては、この後期高齢者医療制度の運営に当たりまして、広域連合が所管をする電算システムと、あと、区のシステムを結合いたしまして、相

互に情報交換をする必要がございます。この制度の運営に支障が生じないように、迅速かつ効率的に交換する必要があるためでございます。

結合の形態といたしましては、広域イーサネットによって結合を行うことになってございます。

時期については、平成19年8月下旬でございます。

それから、保護対策といたしまして、区及び広域連合におきましては、それぞれ個人情報保護条例、またセキュリティポリシー、そういったものに基づいて、保護の措置を講じていくものでございます。

結合に関し、送信するものについて暗号化等を行い、また専用の閉域網を設けて、特定の相手以外は通信を不可とする。これにつきましては、従前、国保の画像レセプトにつきまして、実際に行っているというものでございます。

それぞれにファイアウォール、またウイルス対策等を導入し、保護を図る。

端末につきましては、盗難等を防ぐために、施錠できるラック等に保管をする。

システムの起動については、担当職員以外には起動はできないものとする。

データ等につきましては、一定の場所に管理をし、必要なとき以外は出さない。

職員の個人情報保護等に関する認識・指導をしていく。

端末につきまして、ほかのアプリケーションソフトの使用は禁止するというものでございます。

あと、最後のページを見ていただけますでしょうか。回線の断面図のイメージでございます。広域イーサネット専用回線を使いまして、その中で、帯域制御ということで、理論的に別の回線として、それぞれ画像レセプトとはまた別の広域連合の電算処理のシステムの情報のやりとりを行うという内容のものでございます。

説明については、以上でございます。

○寄本会長 ありがとうございます。では、一括してご説明いただきましたけれども、質疑は個別に行いたいと思います。

資料13、後期高齢者医療制度の運営に係る外国人登録・税・生活保護情報の目的外利用につきまして、ご質問・ご意見ございましたら、どうぞよろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

[「なし」の声あり]

それでは、資料14にまいります。後期高齢者医療制度の運営に係る東京都後期高齢者医療広域連合への個人データの外部提供につきましてでございます。ご質問・ご意見ございましたら、どうぞよろしく願いいたします。

○森岡委員 外部提供は、そのものはやむを得ないんですけれども、たまたまここにイメージがついていますね。14の方に、各区に端末機の台数が区ごとに出されているでしょう。この絵から見ると、区が提供する、最初に了解を求めた住民台帳番号以下の問題については、この絵の中のどれに当たるんですか。

それと、もう一つは、端末機は、もうそれ専用だから、その専用機についてこの15に書いているいろいろな保護条例だとか何とかが適用されるだろうと思うんですけれども、その端末機と区の全体の総合の電算システムとはどうなっているのかなというのが、イメージを見て、ちょっとわからなくなってしまうて。

○高齢者医療保険制度準備担当副参事　　まず、広域連合のシステムにつきましては、ほかの自治体もありますが、区と広域連合とが結ばれるというもので、この回線のイメージになっております。ですので、ほかの自治体とは回線等は結びません。広域連合とのやりとりだけになってございます。

　　区のシステムでございますが、まず、区では独自のホストのシステムがございまして、このホストから連携サーバというものを使いまして、この後期高齢者医療制度の担当部門のシステムを今構築しているところでございます。

　　その今構築している担当セクションのシステムと広域連合のシステムとやりとりするという形になっております。同じ区のシステムなんですけど、全体のホストとまた別に、ホスト連携サーバを利用したシステムを新たに開発し、その上でこの新システムと広域連合との間を連携用インターフェースを使い、それぞれ情報をやりとりするものです。これは前回の審議会で、開発について承認をいただいているところでございまして、その開発を今行っているところでございます。

○森岡委員　　ということは、この窓口でいろいろ都の連合とか含めて、条例とか保護基準をつくっていただけますけれども、それはここの窓口だけであって、このホストとは関係ないんですか。要するに言いたいのは、この窓口端末を通じて、区のホストにつながって操作ができるのか、そうではなくて、それはつながりませんよということだけ聞きたいんです。

○高齢者医療保険制度準備担当副参事　　窓口端末からは、二重に連携用システムを使用していることからホストの操作はできません。基本的にはつながらない状態でございます。

○寄本会長　　ほかにないですか。

○ひやま委員　　データのセキュリティに関しまして、実際に過去、不正なアクセスですとか、ウィルスに、何かそういった記録というのは、実際に過去、その広域連合のホストサーバに関しましてありましたか。それを含めた区とかの関連でもお聞きしたい。

○高齢者医療保険制度準備担当副参事　　まだ、これから広域連合につきましては開発を行いますので、そういう事例はまだないわけなんですけど、この広域イーサネットにつきましては、国保のレセプトの業務の関係でやりとりをしているところなんですけど、これについては特に不正があったとかそういったものは聞き及んでいません。いわゆる専用回線とかたちのものですので、基本的に考えられない。ただ、今後いろんなことがありますので、ファイアウォールを設けたり、そういうセキュリティ対策につきましては当然広域連合につきましても一定の先ほど言った対策を設けますし、わたしどももそうでございます。また、協定を結んでですね、やはり、相互に慎重にですね、やはり非常に情報が多岐にわたるものでございますので、わたくしどもご指摘のようにしっかりいきたいなと思っております。

○寄本会長　　ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、採決はあとにしまして、それでは、14に移ります。

それでは14、後期高齢者医療制度の運営に係る東京都後期高齢者医療広域連合への個人データの外部提供につきまして、どうぞ、ご質問・ご意見ございましたら、よろしくお願いたします。

〔「なし」の声あり〕

資料15、後期高齢者医療の運営に伴う東京都後期高齢者医療広域連合との外部結合につきまして、ご意見・ご質問ございましたら、よろしくお願いたします。

〔「なし」の声あり〕

最後に、この3件全体につきまして、改めてご質疑ございましたら、どうぞよろしくお願いたします。どれでも結構です。13、14、15。

○鍋島委員 個人情報のことではないので、これは全部承認でいいんですけど、ちょっとだけ参考に教えてほしいんですけど、資料13、2ページの4費用負担の③約1割を後期高齢者の保険料で負担というのが、ちょっと勉強不足で、この保険料というのは、何の保険料なのか、参考に教えてほしいです。

○高齢者医療保険制度準備担当副参事 この医療制度につきましては、75歳以上の方が今まで老人保健医療にお入りだと思っておりますが、それぞれの保険にですね、国民健康保険ですとか社会保険に加入をして、その上で老人医療証をいただいて2つお持ちになって受けていたというのが今までの制度なんですけど、これからは、65歳以上の一定の障害のある方を含み、原則75歳以上の方が、一つの保険になります。ですから、国保ですとか、社会保険から脱退して、新たな保険により、保険料と給付も別立てになるというような形になります。したがって、75歳以上の医療に係る全体の経費について、半分を公費、つまり、国と都と区で賄い、4割を現役世代からの支援金をいただき、1割を原則75歳以上の方の保険料で賄うというような内容になってございます。こちらについては、法律は成立しているんですけど、まだ国の方の政省令が出てきてございません。詳細については、決まっておりますので、先ほどご説明申し上げましたが、広域連合において、これから保険料の料率ですとか、あと限度額ですとか、均等割ですとか、そういったことにつきまして、区議会の方ではなくて、広域連合の議会の中で、議論されていくというような内容になってございます。詳細についてまだ決まっていないのが実情でございます。

以上でございます。

○鍋島委員 ありがとうございます。

○近藤委員 今の関連なんですけど、そうすると、新宿区の場合は広域連合は東京都なんですよね。そうすると、東京都以外は、県単位になるのでしょうか。それと、県単位となっているかということと、それからもう一つは、広域連合同士のやりとりもあるんですか。

○高齢者医療保険制度準備担当副参事 まず、この広域連合につきましては都道府県単位となっておりますので、神奈川県であれば神奈川県で、埼玉県であれば埼玉県で1つというかたちで都道府県単位で構築されています。このシステムにつきましては、一つの広域連合のみのシステムになってございます。ですので、東京都と神奈川県、埼玉県とやりとりすることはございません。

○近藤委員 でも、人間は移動することがあっても、これ自体は関連しないのですか。

○高齢者医療保険制度準備担当副参事 当然、今までの住民票、もう今は住基ネットになっていますけれども、今までの住民票につきましては、例えば転出証明書を持って行って、向こうで入力をして、あくまで紙ベースでやりとりするというところで、情報はつながっていませんでした。それと同じようなこととなります。非常に大きな住基ネットですとか、そういった広域的な形でシステムを構築していかないと、情報量が大量になりますので、そ

ういうことは今のところ考えられておりません。それぞれの広域連合でシステムをつくっているのが実態です。ただし、広域連合内の市区町村のやりとり、そういったものについては、今後、当然生かされていくような形になろうかと思えます。

○近藤委員 広域連合同士で日本中つながるということはないんですね。1個ずつ別個に。

○高齢者医療保険制度準備担当副参事 はい。今のところ、広域連合のそれぞれの独自の開発になってございますので、つながることはありません。

○近藤委員 わかりました。

○寄本会長 ほかにございましたら、どうぞ。

[「なし」の声あり]

では、ないようでしたら、個別に諮らせていただきます。

資料13、後期高齢者医療制度の運営に係る外国人登録・税・生活保護情報の目的外利用につきましてでございます。これは承認ということでよろしゅうございますか。

[「異議なし」の声あり]

ありがとうございました。

続きまして、資料14でございます。後期高齢者医療制度の運営に係る東京都後期高齢者医療広域連合への個人データの外部提供につきましてでございます。これは承認ということによろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

ありがとうございました。

資料15でございます。後期高齢者医療の運営に伴う東京都後期高齢者医療広域連合との外部結合につきましてでございます。承認ということでよろしゅうございますか。

[「異議なし」の声あり]

ありがとうございました。

以上3件、いずれも承認していただきました。

続きまして、資料17に入ります。警察と学校の相互支援協定に基づく本人外収集について、報告をいただきます。教育指導課長さんからよろしく願いいたします。

○教育指導課長 教育指導課長の上原と申します。

それでは、児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度に基づき、警察から学校へ個人情報の提供があった件につきましてご報告申し上げます。

お手元の資料17に、警察と学校の相互支援協定に基づく本人外収集についてというペーパー、裏表のものが2枚ございます。よろしく願いいたします。

この相互連絡制度でございますけれども、児童・生徒が非行及び犯罪を犯すこと、並びに犯罪の被害者になることを防止し、また、個人情報の適正な管理を図ることを目的といたしまして、平成17年度に警視庁と新宿区教育委員会との間でガイドラインを定めたというものでございます。

事案の発生しましたのは、平成19年3月に1件、5月に2件、そして、もう1枚のペーパーでございますが、6月に2件の計5件でございます。

最初のペーパーの3件でございますけれども、これは区立中学校生徒が都内の警察署に補導され、警察署から在籍中学校あてに、対象事案に係る生徒の氏名、性別、学年、事案

の概要等の連絡があったというものでございます。

連絡の理由につきましては、所轄警察が学校による継続的な指導が必要であるということと判断したというものでございます。

事案の具体的な内容につきましては、この3件とも、商店における万引きをしたというものでございました。

また、もう1枚の残りの2件でございますが、これにつきましては、ともに逮捕事案であったためでございます。警察署から在籍中学校あてに連絡があったというものでございます。

逮捕された理由につきましては、他区の中학생に対する恐喝によるものでございました。

なお、このペーパーの裏面に、ガイドラインのどの規定に基づいて警察が学校に連絡をしたかということを示してございます。

以上、5件につきましてご報告申し上げます。以上でございます。

○寄本会長　　ありがとうございます。それでは、どうぞご質問・ご意見ございましたら、お願いいたします。

○久保委員　　大変幼稚な質問ですが、本人外収集というのは、辞書には載っていない言葉なんですけれど、これを辞書的に説明すると、どういうことになるのでしょうか。

○教育指導課長　　本人以外からの収集ということになります。本人以外から情報を得たと。今回の場合は、警察から学校へということでございます。以上でございます。

○久保委員　　わかりました。

○寄本会長　　ほかにごございましたら、どうぞ。

○あざみ委員　　2枚ペーパーがあって、最初のが3件という言い方をしましたね。それで、内容としては、区内の警察署で補導された内容は、商店の万引きということですが、この3日分、これはすべて同じ内容のものだと、そういうことでよろしいんですか。この同じ内容について、3回警察から情報提供があったということですか。

○教育指導課長　　これはすべて3件とも別の件でございます。ですので、正確に言いますと、5枚ご用意の方がよかったのかもしれませんが、本人外収集のその理由となるものが同じでございましたので、まとめさせていただいたということでございます。以上でございます。

○あざみ委員　　区内のどこかで万引きをして補導されたという、同じ内容にしても、例えば具体的に言えば、その子供が初めてであるのか、それとも繰り返しているのかとか、それからそのお子さんを取り巻く状況ですよね、家庭の環境ですとか、学校での対応の仕方とか、それはそれぞれ別なわけですよね。そのお子さんにとって、やはりご家族を呼んで、今後注意するよというよ、そこで終わりにすることもケースとしてはありますよね。それを本当にもう万引きをしたということで、即、学校というか、教育委員会の方ですよね。相互連絡制度というのは、警察と教育委員会ということになりますよね。そういうふうな情報交換をするということになっているんですかね。その事例によっては、そこまでしなくても、お子さんにとってどうかという判断が、警察と家族の間でなされるというケースもあり得ると思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○教育指導課長　　ご指摘のとおりでございます。この裏面をごらんいただきますと、児童・生徒の指導上連絡が必要と認められる場合というわけでございます。委員ご指摘のよ

うに、中には、初めてこういうことがあったと。そして、通例は、お店から警察に連絡が行くとともに、保護者が呼ばれるわけですね。保護者ともども、大変反省をしているという場合もございます。そういう場合、1件1件すべて報告があるかといいますと、基本的には、大半はないと思っていただいた方がよろしいと思います。

ただし、継続性がある、あるいは大変悪質であるというようなときに、警察の方で、これは今後、学校におけるさまざまな指導をする場合に、連絡をしておいた方がいいだろうと判断をされた場合に、連絡があるというわけでございます。以上でございます。

○あざみ委員　そうすると、この万引きについての3件は、悪質の方であったと。私も、保護者と本人だけでは解決がいかないような内容もちろん、学校も一緒になって、解決の方向に導くべきだというふうには思いますので、一定、このような連絡は必要なのかなというふうにも思いますけれども、三つがそれぞれどういうケースなのかは、ちょっと具体的に聞くのも非常に難しいと思いますので、ぜひ、今後、そのお子さんが立ち直るような形での指導というのをやっていただきたいというふうに思います。

もう一つの方、これもそうすると、2件はそれぞれ別々で、でも内容としては、中学生の恐喝という内容なんでしょうか。もう少し、言える範囲の中で教えていただきたいと思えますけれども。

○教育指導課長　もう1枚の方のペーパーについてでございます。これにつきましては、実は、ある事件自体については、同じ事件でございました。ただし、同じ事件ではございませんけれども、若干、そのかわり方が違ってございますので、実際、2人ともある理由によりまして、逮捕されておりますけれども、日にちも全く違う状態でございます。先ほどのご指摘のように、やはりこの2人とも、若干やっぱり質的にも違うという扱いになってございます。

ということで、もちろん人も違うということで、2件でございます。ただし、事件としては、今回については同じ事件でございます。

○あざみ委員　すみません。あと、この本人外収集に利用した保有個人情報の記録の媒体のこの選択肢のその他というふうになっているんですけど、文章でもない、データでもないということは、何ですか、口頭とかそういうことですか。

○教育指導課長　警察から情報を得る場合には、文書等々というよりも、電話もしくは直接私どもの学校の方が出向いて行って、面接の状態で聞き取るというふうな場合がございます。今回の場合には、電話でございました。

○寄本会長　この場合の警察と学生の学校というのは、大学は入らないんですか。高等学校とか、中学校も入る。

○教育指導課長　相互連絡制度においては、区立小、中、特別支援学校を想定してございます。

○山口副会長　基本的な質問で恐縮ですが、これ、集めた情報はどう使うんでしたかね。一度説明は受けたんですけども、忘れてしまったもので、すみません。

○教育指導課長　基本的には、まさに児童・生徒さんの健全育成のためにということが大原則でございます。今回の場合には、警察から学校が収集したわけでございますけれども、得た学校としては、この件について追求をまたあえてするというよりも、さまざまな学校生活あるいは家庭生活等々におけるその後の指導に、学校として活用していくという

ようにお考えいただければと思います。

○山口副会長 学校と教育指導課の関係は、それではわからなかったのです。警察は学校に通知した後、さらにこの区の教育指導課に通知してきたのかなという理解をしまして、ご質問しました。

○教育指導課長 警察からの情報の場合には、私どもは、基本的には、学校からということになります。警察は学校に情報提供をいたします。そして、学校から私どもは情報を得ます。また、逆の場合ももちろんございます。学校から警察に情報提供をする場合がございますけれども、その場合には、私どもの方に、こういう情報提供をしたいということで、さまざまな相談等々がございます。以上でございます。

○山口副会長 学校が指導に使うというのはわかるんですけど、だから、学校がこういう情報を持つというのはわかるんですけど、教育指導課が情報を持つというのは、どういうことに利用されるんですかという質問です。

○教育指導課長 基本的には、私どもは直接、その児童・生徒さんを指導する立場ではございませんので、あくまでも私どもがする役目は、各学校のいわゆる教育指導が適切であるかということにあるかと思えます。主に、例月で、生活指導主任を集めた会合等々を行っております。また、校・園長会等々も定期的に行っているところでございまして、もちろん、これらの情報は大変重要な個人情報でございますので、一切細かいことは触れませんけれども、最近こういうような事例が多くなっているとか、こういう事例が見受けられるとか、そんなことを情報発信しながら、全区的に指導に生かしていただいたり、また、もちろん、それぞれの直接該当する学校にも、適切な指導をしていただけるよう指導・助言をしているところでございます。

○中矢委員 これは保護観察を受けている状態なんですか。

○教育指導課長 後ろのこの2件ということでございますね。それでは、この場ということで、お一人の生徒さんは、逮捕されましたけれども、数日で開放されております。数日後には、登校をされております。もう一人の生徒さんにつきましては、家裁で審判があって、何らかの措置があったという、そんな情報は得ておりますけれども、正確な情報ではありませんので、その程度で控えさせていただければと思います。以上でございます。

○寄本会長 私の学校に何年か前に、江沢民さんが来られて、中国から、そのときに、講堂の中で暴れる学生がいて、取り押さえて、後で警察の方から、その暴れた学生の名簿を出してもらいたいと言われてまして、提出できない場合には、出席者全員の名簿を預かっていたものですから、うちの学校は出してしまったんですね。それで、大声を出した学生が裁判所で。今それはどうなっているか、ちょっとわかりませんが、ちょっと内容が違うかもしれませんが、そういうことがありました。

それでは、本件は了承ということでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございました。

○山口副会長 余計なことですけど、先ほど久保委員が質問されたことなんですけれども、やっぱりちょっと重要なかなと思って。

個人情報を収集するのは、原則として、ご本人から収集しろということになっているわけですよ、条例で。したがって、本人収集、本人の方から直接情報を得て、本人の了

解を得てやるのは、余り問題ないということで、要するに、使用目的をきちんと言え、本人から情報をとることは一応認められている。問題は、本人さん以外から、要するに他人の情報を聞き取るというのは問題になるんだと。だから、したがって、先ほどここで審議の対象になったんだということは、ぜひご理解いただきたいんです。収集の原則は、本人収集だということだけは、皆さん徹して覚えていただきたいと、こう思います。ちょっと余計かもしれませんが。

○寄本会長　　ありがとうございました。

それでは、次の項目に入ります。資料18、図書館情報システムの障害について、報告をいただきます。中央図書館長さんからよろしく願いいたします。

○中央図書館長　中央図書館長でございます。図書館のシステム障害について、ご報告申し上げます。

図書館のシステム障害につきましては、個人情報関係で具体的に申し上げますと、インターネットを使いまして予約する際に、いわゆる予約がとれた資料の連絡先、この連絡先がメールアドレスの場合がございます。その場合のメールアドレスについて、若干、システム障害が起きましたので、ご報告申し上げます。

まず、日時でございますが、平成19年4月2日、月曜日の13時7分から翌々日の4日の水曜日、11時20分までということでございます。

4月2日につきましては、図書館は月曜日で休館日でございます。13時7分に、A氏が図書館ホームページの登録者画面にメールアドレスを登録しました。その後に、図書館利用登録者のメールアドレス欄、これは先ほど申し上げましたように、インターネットで予約する際に、必ず予約で入った資料が届きましたという連絡先、そのメールアドレスが、A氏のメールアドレスに似たアドレス、こちらの1種類に塗り変わってしまったと、こういう事例でございます。

この間の経過でございますが、2ページをごらんいただけますでしょうか。繰り返になりますが、4月2日に、A氏が図書館ホームページの登録者画面にメールアドレスを登録した後に、図書館利用登録者のメールアドレス欄がA氏のメールアドレスに似たアドレス、1種類に変わってしまったと。休館だったために、次の日の3日の火曜日の開館時、10時ごろまで気がつかなかったわけでございますが、図書館職員が図書館のホームページの意見欄に書き込まれた利用者の通報から障害を確認しました。

状況確認作業を開始したのが10時ごろでございます。このころから、利用者の問い合わせが開始しております。メールアドレスの誤表示というのは、みずからのメールアドレスがそのAさんのに似たメールアドレスに変わっていたということの問い合わせが、12件ほどございました。

ホームページの掲示板に、不具合の発生と予約受付停止のお知らせを掲示しましたが、10時40分でございます。これによりまして、インターネットの予約受付を停止しております。

15時でございますが、このときに保守会社の方に連絡したわけですが、障害の原因として、一つは、ハッカーの攻撃とも考えられました。それではないということと、図書館システム利用者登録画面のプログラムミスであることの報告が出ております。午前中に問い合わせられた方については、おわびと連絡をし、同時に、プレスリリースの必要性

を検討しております。

17時、保守会社から復旧方針が立ったこと、及びシステム障害中の予約登録者数、403名の方が、この2日の13時7分から4月3日の10時まで、インターネット予約を利用されましたので、その方たちがAさんのメールアドレスに似た表示を見た可能性があるということで、その数が403名ということでございます。

18時ごろに、A氏宅に電話をしました。連絡がついたのが、19時30分ごろ、事情説明をしまして、プレスリリースする旨をお知らせしました。ところが、Aさんの方では、メールアドレスは工作上必要で、変えられないということで、区の方で二次被害の防止策をとった上で、実施するように依頼されました。この間、保守会社のSEが障害の原因、それから状況、それと復旧方針を説明、それからおわびの旨を伝えました。同時に、利用者登録を変更し、登録番号を変更しました。

利用者登録とこのメールアドレスが一緒になったことによって、その方が特定されてしまうということで、利用者登録については変更したということでございます。

その後、復旧作業を開始し、翌日の0時40分に復旧完了。その後は、プレスリリースの件につきまして、区の対応、それからAさんとの意向、そういうことを確認した上で、11時20分にシステムの全面復旧をしたところでございます。

1ページの方にお戻りいただけますでしょうか。この原因でございますが、一般的に、この特殊記号となっておりますが、シングルクォーテーション、これで囲まれたメールアドレス、これについては、従来であれば、これは使わないという仕様だったわけですが、一時期、ある携帯電話会社の方で、この特殊記号を使う文字配列、これを許していたということで、その文字配列のメールアドレスをお持ちの方から、こういうみずからのメールアドレスも使用してほしいということで、文字のチェックを外していたと。そのシステムを運用していたことが、今回の原因ということでございます。

対応でございますが、報道により、それまで気がつかなかった方にまで注意を喚起し、A氏に精神的苦痛を与える二次被害を誘発する可能性があることから、A氏の意向を汲み、プレスリリースは行わないこと。

2番目としまして、システム障害中に予約された利用者にメール等でお詫び文を出す。これは別紙の2となっておりますが、3ページ、4ページでございます。こちらのおわび状ということで、それから次のページのよくある質問ということで、各利用者については、このような形で対応させていただきました。

それから、本件のシステム障害については、総務省に報告するというので、システム障害事例として、全国の自治体に報告され、実際にこれは報告をいたしております。

そのほかに、4月6日の教育委員会、それから4月11日の文教委員会、議会ですが、こちらの方に報告をさせていただきました。

6番目としまして、システムの復旧でございます。メールアドレスに許されない特殊記号、シングルクォーテーションを初めとする文字入力をチェックし、完全に除去するようシステム修正対応をいたしました。誤表示されたメールアドレスデータにつきましては、4月2日のバックアップデータを使用し復旧しました。4月3日以降に登録されたメールアドレスデータについても確認し、復旧を図ったところでございます。

今後の対策でございますが、保守委託業者と迅速な復旧作業手順及び作業後の確認事項

の詳細検討と実施の徹底を行うとともに、配布済みのシステム障害発生時の窓口及びシステム対応マニュアルに基づいた迅速な対応を各館に周知徹底するというところでございます。

この間ですが、3ページの方をごらんいただけますでしょうか。こちらの方のお詫びの方に書いてございますが、真ん中あたりになります。今回発生いたしましたシステム障害につきましては、システムの不具合により予約時に一部の情報が誤表示されたことによることが判明いたしました。個人情報、いわゆる氏名、年齢、生年月日、住所、貸出情報、これらについて該当する情報漏洩の事実はありませんということで、事実についてご報告をいたしております。

いずれにいたしましても、図書館と利用者の信頼関係、これを一部損なう事態になりましたので、おわびいたしたいと思っております。

以上でございます。

○寄本会長　ありがとうございます。どうぞ、ご質疑ございませんか。

○久保委員　対応について伺いたいんですけども、(1)のところですが、プレスリリースというのは、義務なものなんですか。することはないと思うんですけども、すべきかどうかという判断基準というのは、つくられているんですか。

○区政情報課長　区政情報課長です。特に区としてのガイドラインというのはないんですけども、個人情報が漏洩した場合については、基本的には、すみやかにプレスリリース、公開するというのが望ましいという形になっております。ただ、それによって、二次被害を誘発するすとか、そういった場合については、今回のように行わないということもあるという形になります。

○久保委員　今回の場合は、A氏の精神的苦痛云々ということでもいいんですけど、おととい、年金の作業で起きた新宿区の、6月30日までしかコンビニ収納は受けつけられないようになっているのが、7月1日・2日でだめになってしまったというので、大問題が起きたわけだけれど、こういう問題をプレスリリースした場合に、大量に混乱が起きると思いますよね。そういうことがある以上は、こういう問題について、プレスリリースについての基準というか、そういうものをきちんと今後つくっておくべきじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○区政情報課長　国民健康保険料の納付書の問題につきましては、個人情報の漏洩とは少し違います。今回も判明しましてから、対応策等をすぐに検討しまして、そういったものをまとめた段階で、やはり区としての情報管理、危機管理ですね、そういったものの一環として、速やかにそういったものについては公開するというので、公表したという形になっております。

○久保委員　(2)のところですけど、先ほど12件と聞いたんですけども、この障害中に予約された方という、お詫び状を出した人は何人だったんですか。

○中央図書館長　先ほど12件と申し上げましたのは、電話で具体的にメールアドレスが違うという問い合わせがあった方が12件。実際に把握しているのは、403人です。その方たちに、一つは、メールで連絡がつく方については、メールでお返しをし、それから窓口に来られた方には、窓口で先ほどのお詫び状をお渡ししました。内訳としましては、カウンターでお渡ししました方が96人、メールでご連絡させていただいた方は307人です。

○久保委員 403件、大変な数ですね。それで、こういうお詫び状や何かを受けた、区民だよ。

○中央図書館長 利用者ですので、在住・在勤の方が入ります。

○久保委員 区民とは限らない。こういう利用者についての今回の象徴的な反応というのは、何かあったんですか。お詫び状や何かをもらって。

○中央図書館長 お詫び状につきましては、特にその後の反応はございませんでしたが、ただ、4月3日現在の中では、一つは、先ほど申し上げましたように、メールアドレスがおかしいという方が12件、それから予約ができないという苦情が16件ございました。

○久保委員 ありがとうございます。総務省に連絡して、総務省の方は、こういう事例があるから今後注意してくださいと、全国に流されたんですけども、それだけで済んだんですか。総務省からは、何か言われるようなことがあったんですか。

○中央図書館長 特にその後のお答えはございませんでした。

○寄本会長 ほかにございますか。

○山口副会長 この一件は、これでわかりましたけれど、同じ業者かもしれませんが、似たようなシステムで動いているものが新宿区にあるとすれば、すべてのそういう同じタイプのシステムについて、チェックを要するのではないかと思うのですが、その点について教えてください。

○中央図書館長 図書館情報システムにつきましては、図書館の単独であるシステムでございますので、これについては当然チェックはいたしました。

同じようにこのようなシステムが全国にございますので、メーカーの方では、そちらの方についても全部チェックをしたということで、区内においては、特にこれに関連した同じようなシステムというのはございません。

○寄本会長 ほかにございましたら、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

では、本件は了承ということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

では、そういうことで、どうもありがとうございました。

次に、資料10にまいります。派遣労働者に個人情報取扱事務を行わせる場合に構ずべき措置を定める要綱の制定につきましてでございます。区政情報課長さんからご報告いただきます。

○区政情報課長 区政情報課長です。では、お手元の資料10、件名としましては、派遣労働者に個人情報取扱事務を行わせる場合に構ずべき措置を定める要綱の制定についてをごらんください。

1枚おめくりいただけますでしょうか。新宿区では、平成18年6月に新宿区個人情報保護条例を改正し、個人情報を取り扱うこととなる派遣労働者に対しても守秘義務規定と罰則規定を適用するとともに、実施機関について必要な措置を講ずるものとなりました。

当初は、専門性の高い福祉系・技術系職員の育児休業の代替要員として派遣労働者を活用することを予定していたため、派遣労働者が取り扱うこととなる情報にセンシティブ情報が含まれることが予測されました。このため、派遣労働者を受け入れる場合には、あらかじめ当審議会に報告する運用を図ることとしたものです。

ところが、平成19年度以降、派遣労働者の受入れ基準を変更し、職員の育児休業代替要員を確保するため、広く、労働者派遣制度を活用することができるとなりました。

このため、今後、派遣労働者の活用が拡大が予測されます。そのすべてについて、これまでどおり個々に審議会に報告する運用を継続すると、類似事例での報告件数が増加し、他の審議時間に影響が出るのが予想されるということです。

ことしの2月7日に開催された平成18年度の第8回審議会において、一定の受入れについては、あらかじめ基準を定め、審議会へ報告する案件について整理すべきではないかというご意見をいただきました。それを踏まえ、別紙のとおり要綱を定めるものです。

今後も個々に審議会に報告するものにつきましては、次の(1)から(4)までに掲げる事務に派遣労働者を単独で従事させることとなる場合といたします。

それにつきましては、(1)区民の自宅への訪問を伴う事務。(2)区民の生活、福祉、健康等に係る相談事務。(3)区民の身体への接触を伴う事務。(4)前3号のほか、条例第6条各号(センシティブ情報)に掲げる事項を取り扱う事務。

例示としましては、児童館、保育園並びにあゆみの家に所属する福祉系職員、保健センター看護師、保健師が行う相談業務等があると考えられます。

なお、この一覧については、資料には載っておりませんが、要綱案の附則というのがありますけれども、その裏です。4ページのところをごらんください。要綱案の附則が、平成19年6月空欄で、日から施行するという形になってございますけれども、これは、当初、6月の審議会で審議いただくということで、6月となっておりますけれども、7月というふうに訂正をいただけますでしょうか。それで、区長決定後の日にちで施行したいというふうに考えております。

また、前回の第8回審議会で、アルバイトにつきましても、区が直接雇用したという形になるかもしれませんが、それでもやはり個人情報を取扱えるということには問題があるのではないかと。だれが雇用主かということで議論すれば、違うかもしれないけれども、個人情報に触れるという意味では、アルバイトでも嘱託でも、派遣労働者でも、同じであると。そこらを考えていただけたらどうかという意見もいただいております。条例上も、アルバイトには派遣労働者と同様に、守秘義務と罰則の適用があるという形になってございますが、専門職的な派遣労働者と異なり、アルバイトにつきましては、通常、事務補助、作業補助という形になっておりまして、常に職員がそばで直接取り扱う事務を指導・監督しているという形になっております。そのため、アルバイトが独断で個人情報の処理をしたり、センシティブな情報に触れることはほとんどないという実態になってございます。

近年、NPOと一緒に共同で事業運営を行うという場合もふえております。個人情報を取り扱う必要がある場合は、業務委託として行っておりますが、今後、区民やボランティアとの協働ということも考える必要があるかなというふうには思っております。

そのため、そういったアルバイトさんの個人情報の取り扱いに関する考え方の整理について、これらを含め、改めて審議会の方にお諮りさせていただきたいというふうに思っております。それにつきましては、今しばらくお時間をいただきたいと思いますということで、今回は派遣労働者の部分について要綱を策定するというので、ご報告するという形でお願いたします。

以上でございます。

- 寄本会長 ありがとうございます。それでは、ご質問ございましたら。
- 有馬委員 要綱の4ページの第6条なんですけれど、実施機関は云々とありまして、要は、派遣労働者にちゃんと審議会に報告するというのがあるんですけど、括弧で、区の職員とともに当該事務を行わせるときを除くというふうにあるんですけども、これは派遣労働者であっても、区の職員と事務をする場合は、これは必要ないということの理解でいいんですか。
- 区政情報課長 ご指摘のとおりです。あくまで、育休代替の職員で、単独で行うことが予想されるような児童館とか保育園とか、あゆみの家等の福祉系の職員ですか、そういった方たちは、単独で動かれる場合があるということで、その場合には報告をするという形で考えております。
- 有馬委員 そうすると、単独か職員と一緒にのかとの違いということですね。
- 区政情報課長 そうということです。
- 寄本会長 ほかにございましたら、どうぞ。
- あざみ委員 その派遣労働者の受入れ基準を変更し、広く、制度を活用することができるとなったというふうにありますけれども、これは法律が変わったということですか。区の基準が変わったということですか。
- 区政情報課長 当初ですね。派遣労働者を受け入れるに当たりましては、育休代替でも、福祉系のそういったものを想定していたかたちになっております。ところが、区の基準が変わりまして、広く一般職員にも広がったというかたちになったということですのでございます。国の方が変わったということではございません。
- あざみ委員 そうすると、どの程度の活用ということに。もうすべてということですか。
- 区政情報課長 一般職員についても派遣労働者を育休代替として受け入れるかたちになっております。
- あざみ委員 それは育休代替に特定をされるんですか。これを読むと、そういうことだと思うんですが、それ以外は活用されないということですか。
- 区政情報課長 現在の基準では育児休業の代替職となっております。
- あざみ委員 初歩的な質問なんだと思うんですけど、すみません、センシティブ情報というのは、具体的にどういうことでしょうか。
- 区政情報課長 新宿区の個人情報保護条例第6条で決まっているものでして、4つあります。一つ目が、思想・信条及び宗教に関する事項。二つ目が、社会的差別の原因となる事実に関する事項。三つ目が、犯罪に関する事項。四つ目が、その三つに掲げるほか、審議会の意見を聞いて区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると実施機関、区が認めた事項。それがセンシティブ情報となっております。
- あざみ委員 わかりました。
- 寄本会長 ほかにございましたら、どうぞ。
- 鍋島委員 これは職員と一緒にのときは除くというのはわかるんですけど、こちらの要綱の方は、単独という言葉がなくて、前の説明では、単独で従事させるということがあるんですけど、2人で職員がいなくて従事する場合というのは、やはりこの要綱にかかわってくるんですか。

○区政情報課長 基本的に、要綱の第6条が、実施機関は、次に掲げる事務を派遣労働者に行わせるようなとき（区の職員とともに当該事務を行わせるときを除く。）という形で、単独とは書いていないんですけれども、要するに一緒のときは除くという形になっていますので、単独と。

○鍋島委員 区の職員がいなくて2人で組になって派遣労働者がやる場合は。

○区政情報課長 わかりました。派遣労働者の方が2人で行く場合はどうかということですね。

○鍋島委員 単独っていうとわからない。

○区政情報課長 その場合も、当然、派遣労働者の方が行かれる形になりますので、報告をするような形になります。当審議会に報告をいたします。

○鍋島委員 その前の単独ということではないのですね。

○区政情報課長 そうですね。1人1人が従事ということで書いたんですけれども、ちょっと説明が足りなかったかもしれません。

○寄本会長 ほかにございますか。

[「なし」の声あり]

では、ないようでしたら、本件は了承ということでよろしゅうございますか。

[「異議なし」の声あり]

どうもありがとうございました。

それでは、最後の案件でございます。資料11、平成18年度 情報公開制度・個人情報保護制度の運営状況につきましてご説明いただきます。区政情報課長さんから、よろしくお願いたします。

○区政情報課長 お手元にA4版のかなり厚い資料なんですけれども、平成18年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況というものをお配りさせていただいております。こちらについて、簡単に、時間もありませんので、ご報告をいたします。

まず、表紙をごらんいただけますでしょうか。表紙が目次になっておりまして、表の01が公文書公開請求等の状況（実施機関別件数）、総括表になっております。表2は、その内訳になってございます。表3が、自己情報開示請求の状況、こちらが総括表です。表4は、その内訳。表5が、自己情報訂正請求の状況、こちらが総括表。表6が、同じくその内訳となっております。表7が、自己情報利用停止請求の状況の総括表。表8が、その内訳。表9が、個人情報業務登録、個人情報ファイル登録及び登録委託の状況の総括表でございます。表10が、目的外利用、外部提供及び電子計算機の外部結合の状況、こちらも総括表です。表11から13までが、表9の内訳になっております。表14から16までが、表10の内訳です。表17は、指定管理者の導入施設一覧。表18は、苦情処理の件数。表19が、苦情処理の状況。表20が、異議申立ての処理状況。表21が、個人情報を取扱う事務への実習生受入状況となっております。

以上の総括表を中心に、簡単にご説明をさせていただきます。

1枚おめくりいただけますでしょうか。表1、平成18年度公文書公開請求等の状況、実施機関別件数です。表の合計欄をごらんいただけますでしょうか。公開請求等の件数の請求権者別の合計が載っております。公開請求等の件数につきましては、在住者51件、事業者10件、在勤者が12件、在学者が3件、利害関係人が8件、小計で84件。それ

から、任意公開の申出者が67件、以上をあわせまして、請求申出総件数は151件となっております。

それにつきまして、公開可否等の決定件数です。全部公開が42件、部分公開が89件、非公開がゼロ、不存在が11件、存否応答拒否が1件、却下が6件、制度対象外が1件、総件数が150件となっております。

この1件、少なくなっている理由ですけれども、一つは、1件を2件に分割したものが一つございます。それから、未決定が2件ございます。その関係で、1件ふえているのと、2件減っているということで、差し引き1件が決定件数としては減っているという形になっております。

その特徴ですけれども、2ページから19ページまで、ずっと中身が載っておりますけれども、前年度の17年度が、総件数として117件でしたから、18年度は151件ということで、34件ふえております。それが10ページをごらんいただきますと、76番からが建築関係になっておりますけれども、建築関係が昨年度と比べまして14件ふえております。それから、14ページをごらんいただきますと、議会の関係が載っております。14ページの115番からが、議会事務局ということで載っておりますけれども、議会事務局の件数も、前年の6件から18件ふえております。やはり政治倫理条例ですか、政務調査費ですか、そういった関係で、議会関係のものがふえているという形で、こういった34件の増という形になったというふうに考えられます。

次に、20ページをごらんいただけますでしょうか。20ページが表の3ということで、自己情報開示請求の状況の総括表になっております。これも簡単に合計の欄だけご説明しますと、請求件数の合計は70件。開示の可否等決定件数、全部開示が35件、部分開示が21件、非開示はゼロ、不存在が14件、存否応答拒否がゼロ、請求却下がゼロで、合計70件という形になっております。

前年が55件でしたので、15件の増という形になっております。少し内訳を見ていただきますと、26ページの37という整理番号が打ってあるところですね。介護保険が非常に、29ページの64までであるということで、前年5件だったんですけれども、18年度は28件と、23件の増になっております。介護認定の調査票等の公開請求というのですか、非常にそういった認定調査票というのがふえているというのが18年度の特徴になっております。

次が31ページをごらんいただけますでしょうか。31ページが表5、平成18年度の自己情報訂正請求の状況です。請求件数が1件、訂正可否等の決定件数についても、不存在が1件という形になっております。裏の32ページを見ていただきますと、その内訳、中身という形になっております。

次に、33ページをごらんください。平成18年度の自己情報利用停止請求の状況、実施機関別件数です。請求件数が4件、停止可否等の決定件数としては、不存在が3件、却下が1件の合計4件という形になっております。次の、裏面の34ページが、その内訳という形になっております。

次に、35ページをごらんください。表9、個人情報業務登録、個人情報ファイル登録及び業務委託の実施機関別件数です。これは平成19年3月31日現在ということで、今までの累積のものになっております。個人情報業務につきまして、合計で2,058件、

個人情報ファイルが444件、業務委託が248件となっております。個人情報業務につきましては、前年が2,016件ですので、42件増加しております。個人情報ファイルにつきましては、32件増、業務委託は31件の増加となっております。

次に、同じページの表10、目的外利用、外部提供及び電子計算機結合の状況、実施機関別件数です。こちらにつきましては、平成18年4月1日から19年3月31日、要するに18年度の期間の中で行われたものというものを集計してございます。目的外利用が6件、外部提供が23件、電子計算機の結合が5件となっております。目的外利用は、平成17年度は8件でしたので、マイナス2件。外部提供は、前年9件で、18年度23件ですので、14件の増。電子計算機の結合は、前年はございませんで、ことしは5件の皆増という形になっております。

次に、ずっと次のページからは、その内訳となっておりますので、飛びまして、114ページをごらんください。少し飛びますけれども、表の17、指定管理者の導入施設一覧です。こちらにつきましては、平成17年と変更がございません。この中の119ページの次に、きょう追加でお配りしました119-2というページを差し込んでいただけますでしょうか。前年と同じという形になってございます。

次に、120ページをごらんください。120ページが表18、民間事業者における個人情報の取扱いに関する苦情処理、平成18年度新宿消費生活センターの受付分でございます。こちらにつきましては、性質別に分けてございまして、目的外利用が4件、不適正な取得が1件、情報内容の誤りはゼロ件、漏えい・紛失が1件、委託先の監督が1件、同意のない提供、オプトアウト違反、開示等、苦情等の窓口対応については、いずれもゼロ件。その他が2件。合計で9件という形になってございます。前年は21件ございまして、マイナス12件ということで、非常に減っております。主な減としましては、02のところ、不適正な取得が前年6件でしたので、マイナス5件。それから、4番目の漏えい・紛失が、前年が6件でしたから、やはり同じくマイナス5件ということで、この二つが大きく減ってございます。

平成17年4月に個人情報保護法が施行されたということで、昨年は非常に区民の関心が高かったと。また、事業者も制度に不なれだったため、昨年が多かったと。今年度は大分それがなれてきたということで、減ったというふうに考えております。

表19は、その内訳という形になっております。

次は、127ページをごらんください。表20、異議申立ての処理状況です。平成18年度中に諮問、答申のあったものという形になっております。これにつきましては、全部で12件という形になっております。教育委員会が10件、区長部局が1件、議会が1件という形です。

内容は、もうここに記載のとおりとなっております。

次に、131ページをごらんください。表21、個人情報を取扱う事務への実習生の受入状況（平成18年度）です。こちらの表は、今年度新しくつくった表という形になっております。個人情報を取扱う実習生の受け入れをどこでやっているか、そういったものを一覧表としてまとめました。

実習生につきましては、こういった個人情報を取り扱うということでは、誓約書等を提出させて、個人情報の取り扱いについてきちんとやるようにという形の指導をしている

という形になってございます。

以上、非常に雑駁ですけれども、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況についての報告を終わります。よろしくお願ひします。

○寄本会長 ありがとうございます。それではどうぞ、ご質問・ご意見のある方。

○久保委員 オプトアウトとは何ぞやというのを勉強するには、どういう本を読んだらいいんでしょうか。

○区政情報課長 オプトアウトは横文字なんですけれども、何か脱退とかそういった意味、内容です。私もわからなくて、調べたんですけれど。

○久保委員 日本語では脱退ね。

○区政情報課長 ええ。いわゆる名簿等をつくるときに、本人から申し出があれば、自由に脱退できるという形のを事前に知らせておくと。

○久保委員 脱退って、抜けるという意味なんですか。わかりました。ありがとうございます。

○寄本会長 ほかにいかがですか。

[「なし」の声あり]

では、本件は了承ということでよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の諮問・報告事項のすべての審議は終了いたしました。

これからは諮問・報告事項以外のことで事務局からご発言がございましたら、どうぞ。

○区政情報課長 次回の審議会ですけれども、7月18日の水曜日、午後2時から、本日と同じ第2委員会室で行いたいと考えております。よろしくお願ひいたします。以上です。

○寄本会長 ほかにございますか。

[「なし」の声あり]

では、よろしいですか。

では、本日の審議はこれで終了いたしました。どうも大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。